第4章 管理運営計画

- 市民と行政等の連携
- ・ 本計画は、「地域連携」、「文化継承」、「環境創出」、「多世代交流」を利用促進計 画の柱としており、その実現に向けて、河川管理者である神奈川県、事業主体で ある厚木市、利用者である市民の三者が相互に連携していくことが必要不可欠と なります。
- ・ このため、関与する機関を含めて『(仮称) 三川合流点地区かわまちづくり委員 会』を立ち上げ、施策の実現化に向けた取組を進めていきます。
- また、4本の柱ごとの役割分相を 53 百に整理します。

『(仮称) 三川合流点地区かわまちづくり委員会』

神奈川県 (河川管理者)

屋木市 (事業主体)

市民※ (利用者)

関与する 機関

(仮称)三川合流点地区かわまちづくり委員会

地域連携

- ワーキングオーは前 ◆ 相撲川全体及び三川合流点地区を楽しむ活動
 - 周辺地域と連携した多様な施策による地域 間交流人口の拡大
 - ◆ 周辺地域との相互依存・連携関係の強化
 - ◆ 情報提供及び情報交換の推進

- **ワーキングバームの** ◆ 厚木固有の文化を生かした活動によるにき わいの創出
- 文化継承 ◆魅力ある新しい文化の創造による地域への 若者の意識向上

7-42/17-18 環境創出

- ◆ 相模川本来の魅力である"自然環境"の保 全・再生
- ◆ 自然体験や環境学習の場としての活用
- ◆ 市街地に隣接した市民の日常空間として快 通で清潔な河川空間の維持
- ◆東京方面からの厚木の玄関口として厚木の イメージ向上に繋がる景観形成

多世代交流 ◆ 世代間交流の促進

- 空間や機会の提供

※)関連自治会、市民団体等。

計画実現に向けた神奈川県・厚木市・市民の役割分担

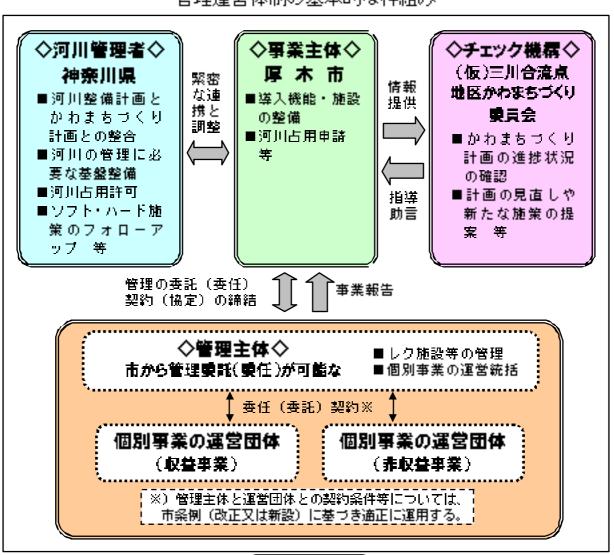
	柱の内容	神奈川県	厚木市	市民	関与する機関
身	◆相模川全体及び 三川合流地点を 楽しむ活動 ◆周辺地域な連携 した多地域間交 によるのは	・散策路の整備 ・低水護岸等 の河川基盤 施設の整備	 活動団体の活動 拠点の整備 ・拠点の推進 ・市民のプログラム検討への支援 ・中国を企業 	・活動内容の検 討と運営への 参画	・観光協会等の 民間情報提供 機関
绝味道鹅	◆周辺地域との相 互依存・連携関 係の強化 ◆情報提供及び情 報交換の推進	・県道の整備 (安全な歩行 空間確保)	・東町地区での空 東店舗のの ま店舗借上げ き店舗借上げ) き店舗借上制度 ・地域・ ・地域・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ 一 た 営 と 協 団 加 民 ク 空 の 営 と 協 芸 体 日 知 強 体 の の 世 楽 へ の 知 解 の の し 運 保 を 参	・漁業協同組合 ・食肉商業組合 ・農協 ・商店会等
孙雅 宁	● 厚木固有の文化 を生かした活動 によるにぎわい の創出	・ 桟橋や係留 横橋を設置 する 親水 整備	管理施設の整備屋形出の機構屋形出しば屋間屋間型間型間要での対援ががががをはををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををををを	・活動内容の検 討と運営へ 参画(観光 漁、打網の含む) カ策等を含む)	漁業協同組合食肉商業組合農協商店会支援企業(市内大学含む)等
	魅力ある新しい 文化の創造による地域への若者 の意識向上	(同 上)	(同 上) ・管理施設・活動ス ペースの仮設(コ ンテナやトラック)	(同 上) ・オープンカフ ェ等の運営 ・各種イベント の企画・実施	(同 上)
	◆ 相模川本来の魅力である"自全・環境"の保全・環境での保全・再生 ・ ● 自然の場としての活用	・ワンド等の 河川整備 ・散策路の整 備	・沢飛び石の整備 ・観察舎や解説板 等の整備 ・活動 拠点の整備・確保	・自然体験や環境学習の内容 境学習の内容 の検討と運営 への参画	・動植物専門家の団体・地元や広域で 銀織する環境 保全の団体等
正置存掘	◆ 市街地に隣接した市民の日常空間として快適で 清潔な河川空間の維持	・各種クリー ンアップ活 動の企画・ 主催	・ 各型 フェーク () を できまり () できままままままままままままままままままままままままままままままままままま	・各種クリーン アップ活動の 企画と運営へ の参画	(同 上)
	東京方面からの 厚木の玄関口と して厚木のイメ ージ向上に繋が る景観形成	バカリング (1) がいますバル (1) がいます<!--</td--><td>・植生基盤の整備 ・散策路の整備 ・バラの管理資材 の提供</td><td>・バラ園やブラ ンターの維持 管理 ・花塩づくり</td><td>・相模川景観づくり推進会・地元自治会・支援企業(生産者、市内大学含む)等</td>	・植生基盤の整備 ・散策路の整備 ・バラの管理資材 の提供	・バラ 園やブ ラ ンターの維持 管理 ・花塩づくり	・相模川景観づくり推進会・地元自治会・支援企業(生産者、市内大学含む)等
多世代交流	◆ だれもが活動 しやすい多目的に利用できる空間や機会の提供◆ 世代間交流の促進	・ 敖散策路の 整備等 ・ 県道の整備 (安全間の確 行空間の確 保)	・高齢者、身体障が い者、子育て者等 に配慮した通路 や施設の整備 ・庁内関係部課と の連携	・ "なんでも市" の企画と運営 への参画 ・育児支援への 参画	・地元自治会 ・支援企業、団体 等

2 管理運営体制

(1) 管理運営体制の基本的な枠組み

- ・本市が事業主体となり、河川整備に係る基本的な内容を河川管理者の県と連携・ 調整しながら、市は管理委託(委任)が可能な団体に管理を委託(委任)します。
- ・『(仮称) 三川合流点地区かわまちづくり委員会』は、計画の進捗状況を確認し、 計画の見直しや新たな施策の提案を行い、計画全体をスパイラルアップしていく 役割を担います。

管理運営体制の基本的な枠組み



【収益事業、非収益事業を担う市民の役割】

- 各種の活動内容の検討と運営への参画(地域連携、文化継承等)
- オープンカフェ等の運営
- "なんでも市"等各種イベントの企画・実施
- 市民ネットワークを活用した空き店舗運営の人材確保と運営
- 協養企業・協養団体等への参加
- 自然体験や環境学習の内容の検討と運営への参画
- 修景施設(バラ園、ブランター)への植栽及び維持管理、花墳づくり
- 育児支援及び移動支援

(2) 管理運営体制の比較検討

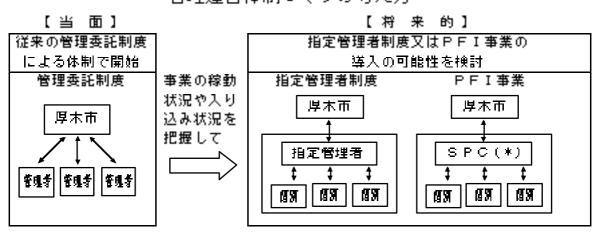
- ・ 従来の「管理委託制度」では地方公共団体が公の施設の管理を行わせるのは「普通地方公共団体の出資法人・公共団体・公共的団体のみ」でしたが、平成15年9月に地方自治法が改正され、「民間事業者、NPOその他の団体」に行わせることができる「指定管理者制度」に変更されました。
- ・ これを受け本市では、平成18年4月より「指定管理者制度」を導入しています。

管理委託制	度と	指定管	5世老	訓度
	ᄱᆇᆫ		⋾≠±┅╷	11.11.25

項目	管理委託制度	指定管理者制度
管理受託者(指定管理者)	普通地方公共団体の出資法人・	民間事業者、NPOその他
になることができる団体	公共団体・公共的団体のみ	の団体等も可能
公の施設の使用許可等	できない(普通地方公共団体が	使用許可、入場制限、退去
	行う)	命令ができる
利用料金制度(*1)	条例で定めることにより導入で	司左
	きる	

- * 1) 利用料金制度:公の施設を使用する際に市民が支払う料金を、地方公共団体ではな - く、管理受託者(指定管理者)の収入とすることができる制度。
- ・ 民間のノウハウを活用するPFI事業(*2)は、「施設配置計画〜施設の建設・ 設置〜管理運営」、「施設の建設・設置〜管理運営」、「管理運営のみ」という段階 で導入できます。
 - * 2) Private-Finance-Initiative(ブライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改一修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の中つです。
- ・ 指定管理者制度やPFI事業の導入を検討するには、入り込み客数等が把握され、 事業収支を試算することができる状況にあることが前提となります。
- ・ このため、"当面は管理委託制度によって事業の稼動状況を把握し"、入り込み状況を見ながら"指定管理者制度又はPFI事業の導入の可能性を検討する"といった進め方が適切と考えられます。

管理運営体制づくりの考え方



*) SPC: 特別目的会社 (Special Purpose Company の略)。

3 安全対策

・ 本計画は、相模川、中津川及び小鮎川の河川敷を対象としているため、多量の降 雨やダム放流における増水時の安全対策が重要となります。

(1) ダム放流時の水位上昇

【相模川(城山ダム)】

・ 相模大橋付近では、第1警戒体制から第2警戒体制となる放流量(毎秒100立方メートル)の場合は40cm程度、第2警戒体制から第3警戒体制となる放流量(毎秒1,500立方メートル)の場合は3.4m程度、水位が上昇します。

【中津川(宮ヶ瀬ダム)】

- ・ 宮ヶ瀬ダムでは、毎秒 100 立方メートルの水量を限度として予備放流と洪水調節 をしており、中津川の河川環境改善のため、毎秒 100 立方メートル程度のサラッ シュ放流(※)を平成 14 年から実施しています。
- ・ 毎秒 100 立方メートルの放流によって、下流部では 60~100cm水位が上昇しま す。
 - ※)近年、中津川では「洪水頻度・河川攪乱の減少」、「シルト(砂より細かい粒子)の堆積」、「藻類の活性低下」、「河川環境、呆観の悪化(アオミドロ、カワシオグサ等大型藻類の繁茂)」が見られ、地元関係者からの要望を受けて、平成 14 年から「鮎の放流時期(3 月下旬)の 1 ヶ月前」と「中津川の流量が少なくなる時期(10 月中旬)」にフラッシュ放流を実施している。

(2) 安全対策

- ・ ダム放流時にダム管理者が実施する安全対策は、『①放流警報の音声による危険 周知』、『②警報車での巡視、河川利用者に対する川から離れるよう注意の呼びか け』、『③危険簡所へのバリケード配置』となります。
- ・本計画地では、利用者を安全に誘導するための施設(スピーカー等)を設置し、本計画地の管理主体は、ダム管理者が実施する安全対策と連携した一体的な安全対策を講じるものとします。
- また、降雨時におけるバトロール及び日常的には治安を保持するための安全バトロールを実施します。

ダム放流時における安全対策(案)

ダム管理者		計画地管理者
① 放流警報の音声による危険周知を		① からの連絡を受け、放流警報の音声に
徹底して行う。		よる危険周知を徹底して行う。
音声例:「河川の水位が上昇中です。	\rightarrow	音声例:「河川の水位が上昇中です。直ち
直ちに川の中、河川敷から出てく	7	に川の中、河川敷から出てください。」
ださい。」		時間例:5分毎
時間例:30分毎		
② 下流河川を警報車で巡視し、河川		② 計画地内を警報車等で巡視し、河川利
利用者に対して、川から離れるよう	7	用者に対して、川から離れるように注
に注意を呼びかける。		意を呼びかける。
② 危険箇所と思われる川への進入路		② 危険箇所に残っている河川利用者に
にバリケードを配置する。	_	対して、退避するよう誘導する。

ダム放流と放流警報①【相模川(城山ダム)】

<u> </u>	分	内 容
1. 放流	(1)予備放流	非洪水期間で予備放流水位を超えている場合に放流
1 - AX AIL	(1) L MHYX VIII	・ 毎秒 1,500 立方メートルの水量を限度として放流
		- 流入量が毎秒 1,500 立方メートル~4,100 立方メートルまでの
	、4万类为5部150 	間で増加している場合、毎秒((流入量一1,500)×0.58+1,500)
		立方メートルの水量を放流
		・ 流入量が毎秒 4,100 立方メートルを超えた時以降は、流入量が。
		■ 100 立方メートルに等しくなる時まで、毎秒 3,000 立方
× 144 1.465=	 	メートルの水量を放流
2. 洪水警戒	从体制	・ 第1警戒体制: 放流量が毎秒 100 立方メートル未満と予測され
		る場合 ・
		・ 第2警戒体制:100立方メートル以上、1,500立方メートル未
		満と予測される場合
		・ 第3警戒体制:1,500 立方メートル以上と予測される場合
3. 放流警	(1)スピッカン	① 泰華区間
載	及びサイレン	・ 放流量が毎秒 100 立方メートル未満:ダム~海老名までの区間。
	による警報	│・ 放流量が毎秒 100 立方メートル以上: ダム〜相模川河口までの。
		② 警報時期
		・ 城山ダム及び小倉警報所:放流開始約 30 分前及び 10 分前
		・ 葉山島警報所から下流:放流開始後順次
		③ 警報内容
		・ スピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴
	(2)電光掲示板	・「ダムケートからの放流期間中:ダム〜相模川河口までの区間を
	及び赤色回転	点灯
	灯による警報	
	(3)警報車によ	① 警報区間
	る警報	│・ 放流量が毎秒 100 立方メートル未満: ダム〜海老名までの区間。
		│・ 放流量が毎秒 100 立方メートル以上:ダム〜相模川河口までの。
		② 警報時期
		・ 放流開始前約 40 分前に城山 ダム管理事務所を出発

ダム放流と放流警報②【中津川(宮ヶ瀬ダム)】

区	分	内容
1. 放流	(1)予備放流	非洪水期間で予備放流水位を超えている場合に放流
		・ 毎秒 100 立方メートルの水量を限度として放流
	(2)洪水調節 	- ・ 洪水期:制限水位において、毎秒 100 立方メートルの流重を放 - 流
		・ 非洪水期:予備放流水位において、毎秒 100 立方メートルの流 重を放流
	(3) フラッシュ	- 河川環境の改善を目的とし、3月下旬(鮎の放流時期)と 10
	放流	月中旬(中津川の流量が少なくなる時期)の年2回実施。
		│ ピーク流量:毎秒 100 立方メートル ピーク継続時間:1~3.
		時間
2. 洪水警戒	体制	・ 台風の中心が東経 132 度から 141 度の範囲において、北緯 30
		度に達して、接近するおそれのある場合
		・ 宮ヶ瀬久ム流域内の総雨量が100ミリメートルを超えると予測
		される場合
		・ 貯水位が、制限水位を超えると予測される場合
3. 放流警	(1)警報局から	① 警報区間
報	の吹鳴及び放	- 女人及び津久井導流路から放流開始:石小屋警報局
	送による周知	放流により下流で急速な水位上昇が生じると予測される場合
		:石小屋警報局~本厚木警報局に至る警報局
		② 警報時期
		- 各警報局地点の水位の上昇が生じると予測される約 30 分前
		② 警報内容
		- サイレン又はスピーカーによる擬似音の吹鳴の後に放送
	(2)警報車によ	の 警報区間(前述ののと同様) ② 警報時期(前述の②と同様)
	る警報	③ 警報内容
		- 警報車に設置したスピーカーによる放送
		- 必要に応じて警報車に設置したサイレンの吹鳴
L	1	